

所管課：福祉部障がい福祉課

期 間：平成29年4月1日～平成30年3月31日

平成29年度 障害児学童保育室管理運営評価表

1 施設概要

設置目的	学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している児童福祉法第4条第2項に規定する障害児の生活能力の向上及び社会との交流の促進を図ること。
施設内容	障害児学童保育室
指定管理料の支出額	協定締結額 2,000,000 円 支出済額 2,000,000 円

2 指定管理者

名 称	特定非営利活動法人すきっぷ
所 在	北本市
指定期間	平成29年4月1日～平成34年3月31日
業務範囲	(1) 児童福祉法第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービス事業に関する業務 (2) 保育室の管理運営に関する業務 (3) 保育室の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務 (4) その他保育室の設置の目的を達成するために必要な業務であって、協議の上、定めた業務

3 管理運営の実績

施設の利用状況等	・ 開設日数 242 日 ・ 利用実人数は 21 人
料金の収受の状況	条例・規則、協議に基づき収受が行われた。 ・ 1,047,595 円
自主事業の状況	バス遠足事業を実施した(8月25日、3月29日)。
施設維持管理の状況	清掃、設備の点検、警備、施設の管理等が行われた。
収支の状況	(1) 収入 26,827,579 円 放課後等デイサービス給付金 22,637,624 円、相談支援事業給付金 1,142,360 円、利用料金 1,047,595 円、指定管理料 2,000,000 円 (2) 支出 27,046,468 円 人件費 25,122,665 円、施設管理費 594,721 円、事業費 1,329,082 円 (3) 収支 △218,889 円

4 利用者の満足度調査等

利用者アンケートの結果	平成 29 年 11 月に実施。おおむね満足との意見
利用者の意見、苦情等とその対応	意見等については、事業所の対応を付し、保護者に通知した。

5 庁内検査委員会のまとめ

所見	特になし。
----	-------

6 前回評価委員会の指摘事項

指摘事項	・所管する施設について、国等からの給付費と指定管理料の関係を確認し、施設ごとのサービス内容を整理すべき。
対応状況	放課後等デイサービスは児童福祉法に基づくサービスであり、支援の対象者、支援内容、開設時間、受入人数など障害者総合支援法に基づく他の指定管理事業とは全く異なる事業である。 本事業に対する給付費は、児童による基本報酬に差異がない、公共施設減算がない、保護者からの利用収入がある等異なる性格である。

7 評価委員会のまとめ

総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ● A：業務が履行され、施設の管理運営が適切になされている。 ○ B：一部改善を要する事項はあるが、施設の管理運営がほぼ適切になされている。 ○ C：履行に重大な問題がある
所見	

(評価実施日 平成 30 年 7 月 30 日)